

菊川市個別避難計画作成の手引き ～福祉専門職向け～

令和 7 年 3 月

菊川市健康福祉部福祉課

目次

本手引きの目的	2
基礎知識編（用語の説明）	2
個別避難計画作成のポイント	4
作成の流れ	5
各STEPの取り組み方法	5
STEP 1 事前準備	5
STEP 2 対象者の確認	6
STEP 3 聞き取り・計画作成	7
STEP 4 計画の提出・共有	8
STEP 5 避難訓練・計画の見直し	9
よくある質問	11
お問合せ先 ～お気軽におたずねください～	13
個別避難計画記載例	14
個別避難計画様式	17

本手引きの目的

この手引きは、福祉専門職の職員の方々が、個別避難計画を作成する場合の手順について説明しています。この計画の作成にあたっては、市、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員）、自主防災会、民生委員・児童委員などが連携する必要があります。

菊川市では、地域の実情に応じた避難支援体制づくりを進めていくために「菊川市防災ハザードマップ」を各戸に配布していますので、あわせて活用してください。

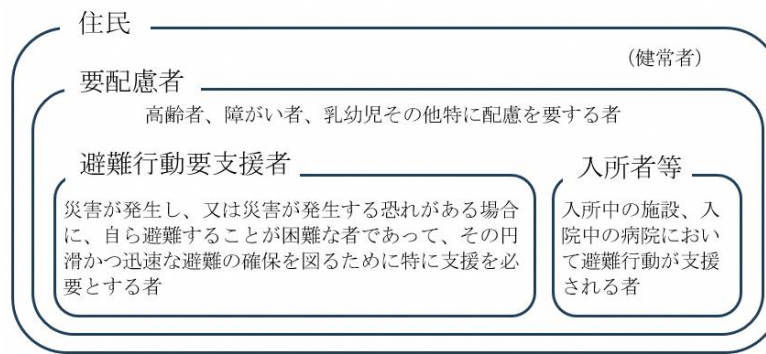
基礎知識編（用語の説明）

◎避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、高齢や障がい、難病などの理由で、災害が起きた時に自力で避難することが困難な方になります。本市では下記②の方が対象となります。

①要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病患者、性的マイノリティの者、日本語が理解できない外国人、旅行者等
②避難行動 要支援者	上記の要配慮者中、生活の場が自宅の者（施設入所者は対象外）で、自ら避難することが困難であり、避難所への避難行動の際に周囲の支援を要する者 【菊川市の避難行動要支援者名簿該当要件】 (1) 要介護度が3以上と認定されている者 (2) 身体障害者手帳の1級・2級を所持する者 (3) 療育手帳のA（A1・A2・A3）を所持する者 (4) 精神障害者保健福祉手帳の1級・2級を所持する者 (5) 75歳以上の高齢者のみで構成された世帯の者 (6) (1)～(5)の項目に準じる状態にある者などで避難支援を希望する者

※ 住民、要配慮者（避難行動要支援者）の概念

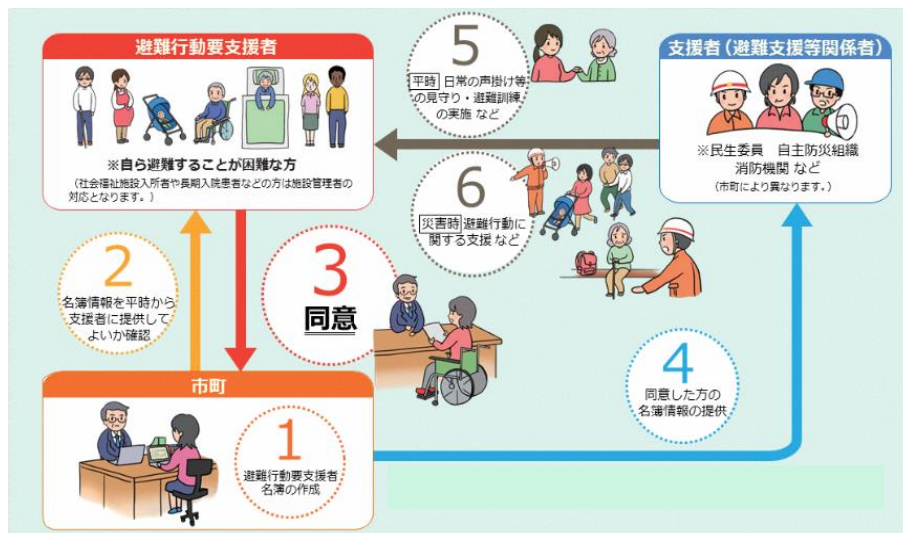


◎ 避難行動要支援者名簿

菊川市では、災害時に支援対象者として安否確認などの必要な支援を行うため、対象となる避難行動要支援者の名簿を作成しています。対象者のうち、支援に関する個人情報を関係機関に提供することに同意を得られた方については、名簿を地域の避難支援等関係者と共有しています。

また、災害時には、同意の有無にかかわらず、名簿を安否確認などに活用します。

※ 避難行動要支援者名簿作成のイメージ図



◎ 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、避難行動要支援者を普段から見守り、災害時には、できる範囲で情報の伝達や安否確認、避難誘導などの支援を行う者のことをいいます。

◎個別避難計画

個別避難計画とは、一人では災害時に避難行動が困難な避難行動要支援者ごとに作成する、災害時における避難支援を行うための計画です。

全国各地で大規模な災害が頻繁に発生しており、多くの高齢者や障がいのある方などのいわゆる「災害弱者」が被害を受けられていることから、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となりました。

<個別避難計画に記載する事項>

- ・ 基本情報（氏名・生年月日・性別・住所・連絡先）
- ・ 避難支援等を必要とする理由
- ・ 避難支援等関係者（避難支援をする人）の氏名・住所・連絡先
- ・ 避難場所及び避難経路に関すること



いつ、どこに、だれと、どのように避難するのかを定めるものです。

個別避難計画作成のポイント

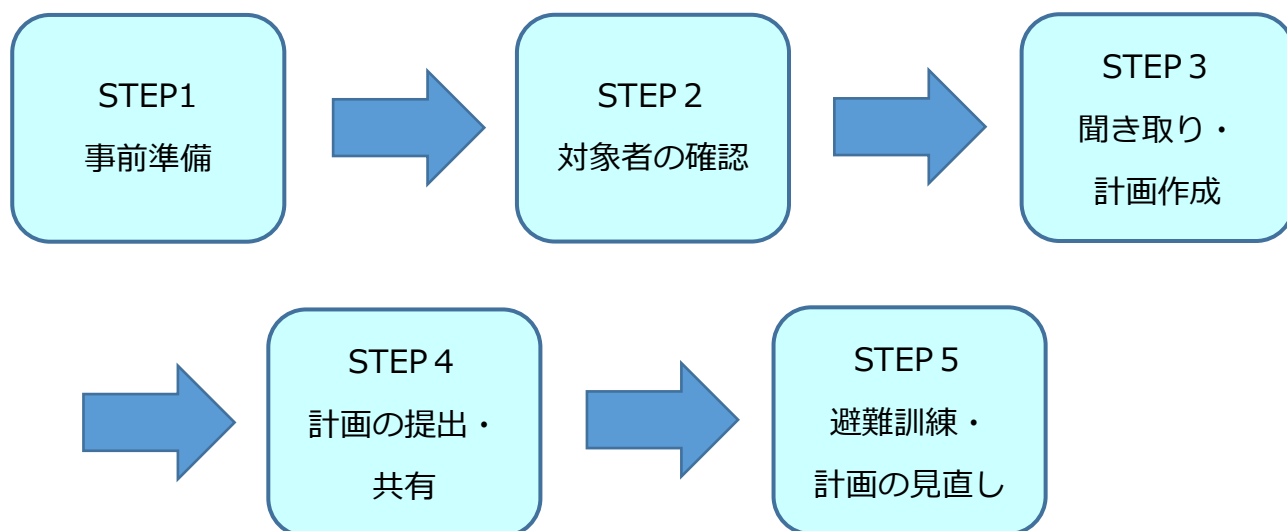
地域で個別避難計画の作成に取り組む場合、最初から完成形を目指すのではなく、まずは避難行動要支援者と避難支援等関係者（個別避難計画作成に関わる方）との「顔の見える信頼関係づくり」から始めましょう。

そして、いつ、どこに、だれと避難するのか考える「マイ・タイムライン」の作成などを通じて個々の課題を整理し、「必要な支援は何か」を考えていくことが必要です。

<マイ・タイムラインとは>

大雨や台風などの風水害に備えて、一人ひとりの自宅や家族・生活の状況にあわせた避難行動を考えておくものです。避難指示の段階に応じて、避難開始のタイミングや避難場所を予め決めておくことで、いざという時に慌てずに行動できるようにする取り組みです。

◎作成の流れ



◎各STEPの取り組み方法

STEP 1 事前準備

地域の災害リスクを知り、避難計画作成の進め方を考えましょう

対象者がお住まいの地域・場所によって受ける災害のリスクは異なります。菊川市防災ハザードマップや、避難行動要支援者のお宅の周りを確認し、どのような災害のリスクがあるかを避難支援等関係者の皆さんで確認しましょう。

地域によって、既に防災や災害時の避難に関する取り組みがあると思いますので、既存の体制や状況を確認し、個別避難計画作成の考え方や役割分担について話し合しましょう。

その際には、市民一人ひとりが災害時の避難行動を考える「マイ・タイムライン」の作成が有効です。個別避難計画の作り方のイメージがわからない、どう進めてよいかわからない場合は、プラザけやき内菊川市福祉課社会福祉係(☎37-1123)までご相談ください。

STEP 2 対象者の確認

避難行動要支援者名簿をもとに、作成対象者を確認しましょう

菊川市から情報提供している避難行動要支援者名簿をもとに、作成対象者を確認し、作成の優先度を考えましょう。避難行動要支援者名簿に登録されている方について、優先順位を定め、順次作成していくことになります。

<作成優先度を決める3つのポイント>

- ・住んでいる場所の災害リスクが高い（浸水想定区域・土砂災害警戒区域）
- ・対象者の心身の状況（障がいの重さや、要介護の状態による避難行動の有無）
- ・避難支援等関係者の有無（独居または家族・親族の支援が期待できない）

避難に支援が 必要な目安		地 域 の 災 害 リ ス ク		
		高	中	低
重 度	避難生活に専門 的な支援が必要 な方（入院や施設 入所も検討）	【公助中心】 ○専門職が対応しないと避難誘導が困難 ○住民だけでの対応が困難		○個別避難計画 の作成優先度 は低いが、避 難・避難支援に ついて、備えて おくことが大 切
中 等 度	一般の避難所で の生活が困難（福 祉避難所の利用 を検討）	【自助・共助中心】 ○地域の支え合いで対応していく ことが必要 ○個別避難計画の作成による備えが有効		
軽 度	一般的な支援や 見守りで生活が 可能（一般の避難 所・在宅での生活 を検討）			

STEP 3 聞き取り・計画作成

作成対象者本人やご家族に聞き取りして、計画を作成しましょう

要支援者が個別避難計画の作成について同意したら、作成のための聞き取りを行います。

事前に菊川市防災ハザードマップを確認し、要支援者の自宅のハザードの状況を確認します。また、各事業所でこれまでに作成したケアプランやサービス利用計画など、個別避難計画に活用できそうな情報の整理を行い、要支援者本人、ご家族とのアセスメントに備えます。

本人やご家族への説明を行い、日頃の生活の様子や心身の状況について、可能な範囲で聞き取りをお願いします。聞き取っていただく内容は、避難行動要支援者名簿に掲載されている内容を具体的に聞いてみるなど、聞きやすい内容について互いの理解を深めるために行ってください。

また、「個別避難計画記入例」を参考にしていただきながら、避難時に支援が必要なことや、支援者の有無、避難場所について確認します。

避難場所の候補地がハザードマップ上危険な場所でないか事前に確認しますが、指定避難地やそこに至る経路が浸水被害を受ける可能性もあります。その場合は、自宅の2階へ避難する垂直避難となる場合があります。

聞き取った内容は、個別避難計画の様式にわかる範囲で記入していきます。記入は、避難支援等関係者だけでなく、本人やご家族、福祉専門職などが記入しても構いません。

<計画作成のポイント>

- ・ 要支援者のことをよく知らない方でも、計画を見ればどのような支援が必要なのかわかるように、わかりやすく具体的に記載すること。
- ・ 要支援者の避難先がハザードマップ上安全であるか確認すること。
- ・ 避難先への経路が安全か、どのような移動手段があるか、確認すること。
- ・ 避難の際、支援者が何人必要か、必要な物や薬があるか、確認すること。
- ・ 移動が困難な場合や、自宅での安全が確保されている場合には、垂直避難を選択する場合もあること。

<垂直避難検討の目安>

- ・ 浸水深50 c m以下
→自宅の1階で過ごすことも可能です。
- ・ 浸水深50 c m～1 m
→2階への垂直避難を検討しましょう。
- ・ 浸水深1～3 m
→自宅の構造によっては2階への垂直避難でも命を守ることができますが、移動が可能であれば自宅から避難する方法を検討しましょう。
- ・ 浸水深3 m以上
→2階までの浸水や家屋に影響がでる恐れがあります。垂直避難では命を守ることができない恐れがあります。

※避難行動要支援者の避難のタイミングは、風水害の場合、「高齢者等避難」発令時に避難行動開始が基本となります。

STEP 4 計画の提出・共有

個別避難計画を避難行動要支援者本人や関係者と共有し、
写しを市に提出してください

計画を作成したら、写しをプラザけやき内菊川市福祉課社会福祉係に提出してください。
市で内容の確認及び校正をした後、各福祉専門職にお返しします。返却された個別避難計画は、要支援者またはご家族の同意を得たうえで、避難支援等関係者や計画に記載されている支援支援等実施者同士で共有しましょう。

原本は本人に保管していただき、災害が発生した時や災害の発生が予想される時に、すぐに確認できるようにすることが必要です。

<計画作成委託料の請求>

計画の作成が完了したら、計画作成委託料の請求書をプラザけやき内菊川市福祉課社会福祉係に提出してください。計画作成委託料は、要支援者お一人につき7,000円（令和7年3月現在）です。計画作成中に要支援者が亡くなった場合は請求できません。

請求書は任意の様式で結構ですが、下記の記載事項は必須となります。

【記載事項】日付、宛名（菊川市長）、金額、住所、請求者、電話番号、振込口座情報

<検討課題が残った場合の対応>

聞き取りやアセスメントを行っても、計画のすべての項目が記入できるわけではありません。現時点における最善の計画となるよう可能な範囲で記入していただき、記入ができなかった項目は、今後の検討課題とします。

また、要支援者の状態によっては、地域の方々に支援者として協力をお願いする必要がある場合があります。地域の支援者を得るためには、自主防災会や民生委員・児童委員を通じて地域との調整を行う必要があります。地域の支援者は個人に限らず、自治会の班単位などの仮置きでもよいので、地域で見守りや声掛けを行っていただける体制を作ります。福祉専門職が災害時に助けに行けるわけではないので、要支援者の情報を地域と共有する必要があるのです。

STEP 5 避難訓練・計画の見直し

計画を作成したら、次の取り組みをしてみましょう

<避難訓練の実施>

作成した個別避難計画に沿って、実際に避難場所まで避難するなど、地域で行う防災訓練に避難行動要支援者（参加可能な方）と一緒に参加してみましょう。実際に避難行動を起こしてみることで、計画の内容検証となり、課題点や新たな気づきにつながる可能性があります。

<計画の見直し・更新>

個別避難計画は一度作成したら完了ではありません。避難行動要支援者本人の心身や生活の状況が変わると、必要な支援も変わります。また、地域の避難支援等関係者やご家族の状況により、避難支援等関係者が変更となる場合もあります。必要に応じた計画の見直しや、計画を更新することが、避難行動要支援者が必要な支援を受けるために重要であると言えます。

よくある質問

＜Q 1＞避難行動要支援者名簿は、どこまで共有しても良いのですか？

名簿の共有範囲は、菊川市から配布している自主防災会（自治会）においては、実際に救助や避難支援を実施する者（役員・班長など各自主防災会により指定された者）を想定しています。しかし、個別避難計画作成や地域の避難支援体制を考えると、避難支援等関係者として活動する者については、個人情報の取り扱いに注意しながら、対象者に説明して同意を得たうえで、適切な管理を行いながら情報共有を行う必要があります。

＜Q 2＞名簿の情報だけでは心身の状況や支援者の有無が分からない場合、どのようにして優先度を決めれば良いですか？

STEP 3 の聞き取りを、避難行動要支援者やご家族に行うことで、心身の状況や支援者の有無が判明することが想定されます。市のハザードマップを確認し、災害時に避難できない危険性がある場所に居住し、心身の状況や、高齢者独居など一人では避難困難な方が作成の優先順位が高いと考えられますが、避難行動要支援者への聞き取りなどにより、地域の実情や支援体制に合わせて進めていく必要があります。

＜Q 3＞名簿に記載されていないが、支援が必要と思われる方がいる場合、どのように対応すれば良いですか？

個別避難計画の作成は、避難行動要支援者名簿の掲載（支援に関する個人情報開示）に同意していることが条件となりますので、まずは名簿掲載への同意をお願いし、その後個別避難計画を作成することになります。

同意確認は、プラザけやき内菊川市福祉課社会福祉係（☎37-1123）が担当しておりますので、お問い合わせください。

＜Q4＞ 要支援者と初めて話すことになり、聞き取りが上手くできるか不安です。どのように対応すれば良いですか？

避難行動要支援者の心身の状況や生活状況を聞き取るには、本人との信頼関係が必要となります。最初から全ての項目を聞き取ろうと思わず、まずは気軽に会話のできる「顔の見える信頼関係づくり」を行いましょう。作成を急がず、避難行動要支援者の状態を理解することが必要です。

また、介護保険サービスや障がい者福祉サービスを利用されている場合、担当のケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉専門職が訪問していますので、連携を取りながら協力し、情報共有を図ることも有効です。

＜Q5＞ 災害時の避難支援等関係者はどのように決めたら良いですか？

各地域の避難支援体制によって、避難支援等関係者（支援協力者）がなかなか見つからない場合も想定されます。1人の個人を避難支援等関係者と決めることが難しい場合は、自治会の班や自主防災組織などの団体名を記入する形でも構いません。

災害が起こった時、避難支援等関係者も自らの安全を確保することが必要であり、個別避難計画は必ず支援することを保証するものではありません。また、災害時において避難行動要支援者の支援を行うことができなかった場合でも、支援協力者は法的な責任を負うものではありません。その事を支援される方と支援する方の双方が理解し、同意の上で個別避難計画作成に取り組んでいくことが必要です。

地域の中での普段の見守りや交流が、災害時に役立つこととなりますので、まずは声掛けや訪問など、お互いにできることから進めて行きましょう。

＜Q6＞ 計画の全ての項目を埋めることができません。

記入項目には空欄があっても大丈夫です。個別避難計画は全ての項目を記入して完成させることだけが目的ではなく、避難行動要支援者本人と避難支援等関係者が災害時の行動や支援について一緒に考え、話し合うことが出来る関係性を構築することに意義があります。計画の早期作成にとらわれず、可能な範囲で聞き取りをしたり、話し合っ一緒に考えたりした内容を確認して、計画作成を進めてください。その後、避難訓練の結果や見直しにより、更新を行うことになります。

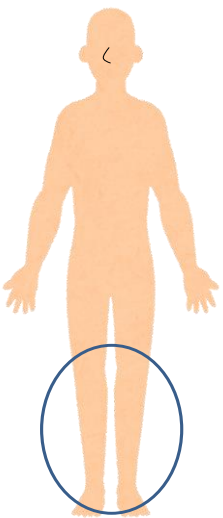
お問合せ先 ～お気軽におたずねください～

内容	担当課	電話番号
避難行動要支援者名簿・個別避難計画に関する事	健康福祉部 福祉課 社会福祉係（プラザけやき内）	0537-37-1123
防災・災害対策に関する事	危機管理部 危機管理課 防災計画係	0537-35-0923

<入力例>

個別避難計画 情報シート(入力用)					作成日	令和 7年 3月 1日
					変更日	令和 年 月 日
					変更日	令和 年 月 日
基本 情報	(ふりがな) 氏名	(きくかわ たろう) 菊川 太郎	本シートに入力すると、 個別避難計画に反映され ます。		性別	男
	住所	菊川市川上100				
	生年月日	昭和 10 年 1 月 1 日 (年齢 歳)				
	血液型	A型 Rh (+)				
	電話番号	73-1234	同居家族	無		
	携帯電話	090-1234-5678	ペット	無		
	指定避難場所	小笠東学校	自治会(区)			
	小学校区	小笠東学校	組・班	1 班		
	地域包括 支援センター	菊川市地域包括支援センター あかっち窓口				
医療 情報等	病院名					
	診療科	科		科		
	電話番号					
	診察券番号					
	保険証番号					
	かかっている病気					
	常用している薬	※お薬手帳などを一緒に保管してください。				
	病歴					
	アレルギー	1.なし 2.あり ()				
緊急 連絡先	①	氏名	菊川 一郎	続柄	長男	
		住所	菊川市堀之内61	電話番号		
				携帯番号		
	②	氏名	菊川 花子	続柄	長女	
		住所	菊川市半済1865	電話番号		
				携帯番号		

要 援 護 区 分	介護認定状況	要介護3			各事業所において、わかる範囲で情報を記入してください。
	介護認定期間	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日			
	療育手帳	A	精神手帳	2級	
	身障手帳	下肢（2級）			

日 常 生 活 動 作 等 チ ェ ッ ク	起き上がり	1. できる 2. 一部介助 3. できない	特に配慮してほしい 身体の部位を ○で囲んでください。 
	歩行用具	1. 不要 2. 杖 3. 歩行器 4. 車いす	
	食事	1. できる 2. 一部介助 3. できない	
	排泄	1. できる 2. 一部介助 3. できない	
	排泄用具	1. 不要 2. オムツ 3. 尿器 4. ストーマ	
	入浴	1. できる 2. 一部介助 3. できない	
	視力	1. 見える 2. はっきり見えない 3. 全盲	
	聴力	1. 聞こえる 2. 難聴（両耳・右・左） 3. 全く聞こえない	
	補聴器等	1. 不要 2. 補聴器 3. 人工内耳	
	認知症	1. なし 2. あり	
	問題行動	1. なし 2. 立ち上がり 3. 徘徊 4. 大声 5. 暴言 6. その他（ ）	
	利用中の 福祉サービス	1. なし 2. あり（事業所名： ）	

必 要 な 処 置	透析	1. 不要 2. 必要（週 回）
	その他 （医療等）	

※災害・緊急時など、さまざまな状況により、本シートに記入した情報のとおりに処置されない場合があります。

自 由 記 載	災害時における注意点などを記入してください。
------------------	---

- ◆ このシートに緊急時に必要な情報を記入し、保管してください。
- ◆ 記入してある内容に変更があるときは、書き換えてください。
- ◆ 健康保険証のコピーや薬の説明書などを一緒に保管してください。
- ◆ 記載された個人情報、救急業務・災害救助業務以外には提供いたしません。
- ◆ 災害時に避難するときは、できるだけこのシートを持参してください。

避難支援等実施者	①	氏名	小笠 一郎	支援者がいれば記入してください。	関係	隣家
		住所	菊川市川上98		電話番号	
					携帯番号	
	②	氏名	丹野 二郎		関係	友人
		住所	菊川市川上99		電話番号	
					携帯番号	
	③	氏名	古谷 三郎		関係	班長
住所		菊川市川上77	電話番号			
			携帯番号			
支援項目		☐ 声掛け ☐ 避難誘導 ☐ 移動支援 ☐ その他（ ）				

避難場所	風水害	避難先	自宅2階	移動が困難と思われる場合は、自宅（垂直避難）としてください。	距離	0m
		移動手段	徒歩		移動時間	3分
	地震	集合場所	くすりん		距離	500m
		移動手段	徒歩		移動時間	15分

避難経路図や居所の見取り図など	※避難経路図や居所の見取り図など、地図等を貼付・記載する場合に利用してください。 ※その他にも支援に必要な事項（本人不在時の対応など）があれば自由に記載してください。
-----------------	--

◇ このシートは「個別避難計画情報シート」として保管してください。

◇ 災害時に避難する際に、必ず支援がなされることを保証するものではありません。

◇ また、避難支援等実施者は、避難の支援に関する法的な責任や義務を負うものではありません。

この個別避難計画の内容について、自主防災組織（自治会）、菊川市、居宅介護支援事業所（相談支援事業所）等の関係機関に提供することを了承します。

令和 年 月 日 氏名 （代理記入者） （続柄）

<様式－表－>

個別避難計画				作成日	令和	年	月	日
				変更日	令和	年	月	日
				変更日	令和	年	月	日
基本情報	(ふりがな)				性別			
	氏名							
	住所							
	生年月日							
	血液型							
	電話番号			同居家族				
	携帯電話			ペット				
	指定避難場所			自治会				
	小学校区			班				
利用中の医療福祉サービス								
緊急連絡先	①	氏名			続柄			
		住所			電話番号			
					携帯番号			
	②	氏名			続柄			
		住所			電話番号			
					携帯番号			
要援護区分	介護認定状況							
	介護認定期間							
	療育手帳			精神手帳				
	身障手帳							
避難時に必要な配慮	情報伝達が困難		音が聞こえない（聞き取りにくい）					
			言葉や文字の理解がむずかしい					
	自力避難が困難		立つことや歩くことができない					
			物が見えない（見えにくい）					
			危険なことを判断できない					
			顔を見ても知人や家族とわからない					
			医療機器の装着等をしている					
	避難生活が困難		食事、トイレ、入浴などの介助が必要					

<様式－裏－>

避難支援等実施者	①	氏名		関係	
		住所		電話番号	
				携帯番号	
	②	氏名		関係	
		住所		電話番号	
				携帯番号	
	③	氏名		関係	
		住所		電話番号	
				携帯番号	
支援項目		☐ 声かけ ☐ 避難誘導 ☐ 移動支援 ☐ その他（ ）			

避難場所	風水害	避難先		距離	
		移動手段		移動時間	
	地震	集合場所		距離	
		移動手段		移動時間	

避難経路図や居所の見取り図など	
-----------------	--

この個別避難計画の内容について、自主防災組織（自治会）、菊川市、居宅介護支援事業所（相談支援事業所）等の関係機関に提供することを了承します。					
令和 年 月 日 氏 名	(代理記入者)		(続柄)		